

●香川県告示第165号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の6の規定においてその例によることとされる同法第252条の2第2項の規定により、次のとおり告示し、平成24年4月1日から施行する。

平成24年3月30日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 西日本宝くじ事務協議会を設ける地方公共団体の数の増加
西日本宝くじ事務協議会を設ける地方公共団体に熊本市を加える。
- 2 西日本宝くじ事務協議会規約の一部変更
西日本宝くじ事務協議会規約の一部を変更する規約
西日本宝くじ事務協議会規約の一部を次のように変更する。
第3条中「広島市及び岡山市」を、「広島市、岡山市及び熊本市」に改める。
第6条中「委員21人」を「委員22人」に改める。
第17条第2項中「広島県及び岡山県」を「広島県、岡山県及び熊本県」に改め、「岡山市に」の下に「、熊本県にあつては熊本県知事及び熊本市長の協議により定めた割合をもつて熊本県及び熊本市に」を加える。

附 則

この規約は、平成24年4月1日から施行する。